

自死遺族わかちあいの会のご案内

大切な人を自死(自殺)で亡くしたとき、その悲しみは一人では抱えきれないものです。また自死に対する偏見などから、ご遺族がづらい思いをすることも少なくありません。

この「自死遺族わかちあいの会」は、自死で突然家族を亡くしたご遺族が集い、安心して体験を語り、他の人の話を聴くことを通じて、互いにわかちあい、支えあう場です。会には専門職が同席しますので安心してご参加ください。

毎月第2火曜日 13:30～15:30 岡山市保健福祉会館4階 ほのぼのルーム

※変更となる場合もございます。ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

自立支援医療・精神障害者保健福祉手帳についてのご案内

- 精神障害者保健福祉手帳の性別欄を削除します。
性同一性障害(GID)の方が、心と異なる性別の記載を苦痛に感じていることに配慮し、平成26年4月以降に発行する手帳から性別を記載しないことにしました。
- 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療費(精神通院医療)受給者証に「有効期限の3か月前から更新申請できます」という注意書きを記載します。
有効期限に注意して、早めの更新申請をお願いします。
- 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療費(精神通院医療)の制度の概要、申請手続き等について解説したパンフレットを作成しています。
各保健センター窓口、こころの健康センター窓口にあります。



～図書・DVDの貸出をしています～

岡山市こころの健康センターでは関係機関の職員や市民の方を対象に精神保健福祉に関する書籍やDVDの貸出を実施しています。

貸出期間は2週間です。直接、センターに来所頂いての貸出となります。

またこころの健康センターを紹介するパンフレットやメンタルヘルスに関するパンフレットなども作成しております。お気軽にお問い合わせください。

岡山市こころの健康センター相談・予約専用電話

【ご利用できる方】岡山市内在住の方

【時間】9:00～12:00 / 13:00～16:00 (土日祝日・年末年始を除く)

相談・予約専用電話 **086-803-1274**

※【来所相談】予約制です。まずは相談・予約専用電話にお電話ください。

岡山市ひきこもり地域支援センター

【ご利用できる方】岡山市内在住のひきこもり状態にある本人やその家族等

【ご利用方法】電話、来所等により相談をお受けします

電話相談・・・9:30～12:00 / 13:00～15:00

毎週 水曜日、金曜日(祝日・年末年始を除く)

相談・予約専用電話 **086-803-1326**

【来所相談】予約制です。まずは相談・予約専用電話にお電話ください。

岡山市こころの健康センターだより

第5号
平成26年3月
発行

岡山市こころの健康センター

〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1-1 岡山市保健福祉会館4階
TEL) 086-803-1273, [FAX] 086-803-1772
[ホームページ] <http://www.city.okayama.jp/hofuku/kokoroc>



精神保健福祉法とこころの健康早期支援事業について

所長 太田 順一郎



精神保健・医療・福祉に関する分野が私たち岡山市こころの健康センターの専門領域なのですが、この領域に関連する法制度にこの数年の間に多くの変化がありました。最近の2、3年に限って考えても、大きなところでは国連の障害者権利条約への批准があり、国内法として新しく制定されたものには障害者差別解消法、障害者虐待防止法やアルコール健康障害対策基本法などがあり、また同じく国内法で改正が行なわれたものとしては障害者基本法、障害者総合支援法、障害者雇用促進法や精神保健福祉法などがあります。

今回の「こころの健康センターだより」では、最近のトピックスとして3つの話題を取り上げていますが、そのうちの1つが精神保健福祉法の改正です。一般の方々にはあまり馴染みのない法律ですが、精神科医療や精神保健の領域では非常に重要な法律で、精神科病床への入院に関することの大部分がこの法律によって規定されていると言ってもよいと思います。現在、わが国の精神科病床への入院患者の数は諸外国に比べて多過ぎるという意見が強く、また歴史的には精神科病院における入院患者の人権の問題がしばしば取り上げられてきました。精神保健福祉法という法律の改正は、精神科入院のあり方への影響という点からはとても大きな出来事です。精神科疾患ががん、脳卒中、糖尿病、心筋梗塞と並ぶ「5疾病」として国、自治体が重点的に対策を講じるべき疾患とみなされるようになった今日、精神科医療、精神保健の基幹的法律である精神保健法の改正は、多くの国民にも関わりのあることだと思います。

また、今回はもうひとつの話題として、当センターが岡山市内の中学校で進めている「こころの健康早期支援事業」についても取り上げています。精神科疾患が「5疾病」に入ったとは言っても、統合失調症をはじめとする精神科疾患はまだ誤解されていることも多く、いまだに差別や偏見がなくなったとは言えないのが実情だと思います。そういった差別や偏見、無理解のせいで、精神障害を抱えた方たちの暮らしにくさはますます強まるし、一方で精神科疾患に罹患してもなかなかすぐに相談や受診につながらない、という事態も起きてしまいます。そのような実情に対して私たちが始めたこの事業も、今年で3年目になりました。今後も地道に続けていきたいこの事業のことを、是非皆様にも知っていただきたいと思っています。

平成26年4月から 改正精神保健福祉法が施行されます。

「精神保健福祉法」という法律をご存知でしょうか。正式には「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」という名称です。精神障害者の人権を擁護し、適切に保健、福祉、医療が行われるために定められた法律です。この精神保健福祉法が今回改正されました。
〈平成25年6月13日改正 平成26年4月1日施行〉

主な改正点

- (1) 精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定
- (2) 保護者制度の廃止
- (3) 医療保護入院の見直し
- (4) 精神医療審査会に関する見直し



改正のポイント：保護者制度が廃止されました！



保護者制度とは、患者本人に適切な医療を受けさせることを目的として、法によりその役割を果たす者（保護者）を決めていたものです。

そして保護者には、患者本人が精神科病院に入院する入院形態の1つである「医療保護入院」の際の入院に同意することや「患者本人が受ける精神科医療に協力すること」、「患者本人の権利や財産を保護すること」などが義務付けられていました。

精神障害者に治療を受けさせることにおいては、家族がその責任を長年課せられてきました。現在の制度でも保護者には家族になることが多く、その負担の大きさから家族の負担軽減が長年、議論されてきました。

この改正では、家族の負担が大きかった「保護者制度」にかわる新たな患者本人の権利擁護制度になると期待されていた「代弁者制度」は導入が見送られました。

今回の改正で、保護者制度が廃止されたことで、「医療保護入院」の際の「保護者の同意」も「家族等の同意」とされました。

医療保護入院

改正前

指定医の判断で精神科病院に入院となる制度。入院のためには保護者（※）の同意が必要とされていた。

（※参考：保護者は①後見人・補佐人②配偶者③親権者④扶養義務者の順に1人選任）

改正後

指定医の判断で精神科病院に入院となる制度。入院のためには家族等（※※）の同意が必要となった。

（※※参考：後見人・補佐人、配偶者、親権者、扶養義務者のいずれかから1人）

しかし、今回の改正では本人の権利擁護や家族の負担の軽減などの点から課題が多く残されており、今後3年を目処に見直しが行われる予定です。

今回の改正では本当の意味で家族の負担軽減とは言いがたく、引き続き議論が求められています。



こころの病気に対して正しい知識を

精神疾患については、その誤解や無理解から未だに差別・偏見が根強く残っているのが現状です。また、そのことが受診や支援につながることを遅らせている要因にもなっています。

当センターでは、精神疾患に対する差別・偏見の解消と実際に精神的不調が生じた際に早期にSOSが出せることを目的に、市内中学校を対象に「こころの健康早期支援事業」を行っています。

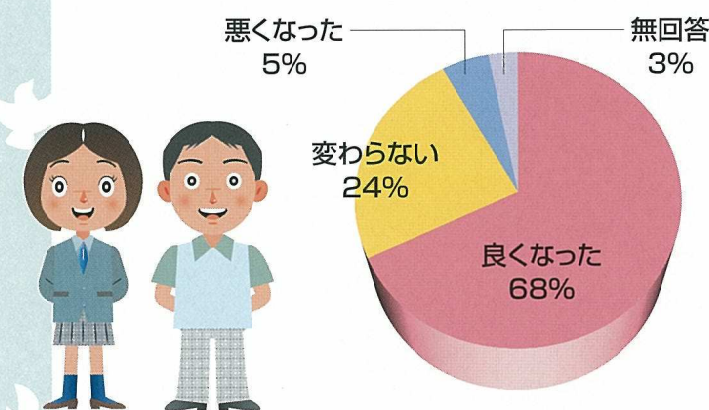
この事業は、中学校の授業の中で、統合失調症を取り上げ、教員が授業を行うものです。具体的には生徒が「統合失調症」についての知識を教師から学んだり、実際に当事者の病気の体験や、受けてきた差別や偏見の実際を知ったりすることで、精神疾患に対する差別・偏見について考える機会としています。そして、この授業は同時に自分自身が不眠や不安を抱えた際に早く相談することの重要性も伝えていきます。

平成23年度から現在までに延4校で実施し、生徒だけでなく教員からも「この授業をとらして精神疾患について知ることができてよかった」という感想を頂いています。

また、生徒の授業後の「精神疾患」に対するイメージの変化を尋ねたところ、68%の人が良くなったと回答していました。

当センターでは今後も引き続き、市内の中学校を対象に事業を実施していく予定です。

授業後の「精神疾患」に対するイメージの変化



中学生を対象に体験発表をする当事者

事例に学び 事例でつながる アルコール専門研修のご案内

アルコール依存症患者数は全国で推計約80万人、本市でも約5,000人と推計されます。しかし、専門的治療を受けている患者はわずかその5%に満たないといわれています。

当センターでは、平成23年度から「一般医療機関・アルコール専門病院ネットワーク化事業」を実施し、アルコール依存症患者の多くが最初に受診するとされている内科等身体科の医療機関と、精神科専門医療機関のネットワークづくりに取り組んでいます。

この事業は支援者間のつながりがひいてはアルコール依存症患者の治療と回復の道につながることを考え、ほぼ3か月毎に症例検討を中心とする研修会を開催し、「人のつながり」や「情報共有」を目指しています。

各医療機関や団体をとらしてご案内をしていますので皆様も是非ご参加ください。

次回の開催は、**6月20日(金) 19:00~20:45 (於：川崎病院)**を予定しています。